

大田区基本構想審議会条例施行規則を公布する。

令和 5 年 5 月 31 日

大田区長 鈴木 晶 雅

大田区規則第 76 号

大田区基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区基本構想審議会条例(令和 5 年条例第 20 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、大田区基本構想審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱する。

- (1) 区民 3 人以内
- (2) 公共的団体の代表者 5 人以内
- (3) 学識経験者及び有識者 8 人以内
- (4) 区議会議員 9 人以内

(専門部会)

第 3 条 審議会は、その所掌事務を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会の会長(以下「会長」という。)が指名する委員(以下「部員」という。)をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部員の中から会長が指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会は、部員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決す

るところによる。

7 部会長は、議事を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。

8 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部員がその職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議への出席)

第5条 会議への出席とは、開催場所に参集することのほか、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続すること（やむを得ない理由により、会長が必要と認めたものに限る。）をいう。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第7条 前条の規定により審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 会長は、審議会の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(準用)

第8条 第4条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、企画経営部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、条例第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。